



浄監発第129号

平成11年7月29日

松本博二殿

監正審議会委員長

藤田 説量



通 知

平成10年5月8日付貴殿からの、月照寺兼務住職安井昭雄を被申立人とする調停申立てについて慎重に調査検討した結果、貴殿は、宗綱の第六章に掲げる当該寺院の檀信徒の条件について安井昭雄に確認したところその条件を満たしておらず、したがって、監正審議会規程第40条に定める調停当事者とは認められない。

よって、本件の申立ては不採択としたので監正審議会規程第42条2項により通知する。

以 上